一般社団法人　日本書籍出版協会
2025（令和 7）年度　事業計画

Ⅰ　調査・研究、普及に関する事項

１．出版物の物流問題の改善策に関する調査・研究を行い、新たな著作物の流通手段を模索する

⑴流通委員会出版流通改革プロジェクトチームを中心に検討を進め、いわゆる 2024 年問題の影響も勘案しつつ、出版社が直面している物流問題への理解を促進するための活動を行う。また、業界内外における新たな取り組みの動向も注視し、関係団体と連携して有効な対策を策定する。

⑵コンテンツ活用推進委員会は、これまでの出版ビジネスの新たな可能性を模索するための研究の成果の上に立ちつつ、生成 AI の急速な発展等の新たな状況も勘案し委員会として今後の研究テーマについて新たな委員も加え検討を継続する。さらに必要に応じて会員社等を対象にしたセミナー等を実施して情報共有を図る。

⑶流通委員会を中心に、出版再販制度の適切な運用に関して調査・研究、周知を行う。また、再販制度の弾力的運用の一環として、年 2 回の読者謝恩ネット販売フェアを継続して実施する。

２．知的財産、税制等の分野における出版者の法的地位の安定と強化に向けた取り組みを行う

⑴来年度に施行される予定の、「未管理著作物裁定制度」構築に向けた準備作業や、生成 AI に関する関係分野・団体等の動き、著作権に関わる国等の動向を注視し、さらなる法改正の要望についての研究を、知的財産権委員会を中心として行い、出版者の権利・利益の適切な保護が行われるよう提言を行う。

⑵前年度に運用が開始された図書館公衆送信補償金管理協会（SARLIB）の適切な運営、補償金分配の方策等、関連する課題解決に関係団体等と連携して積極的に協力する。

⑶授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の業務全般に関して、出版教育著作権協議会の一員として、出版者著作権管理機構（JCOPY）とも連携し、適切な運営がなされるよう積極的に協力する。また、教育機関への周知啓発事業等についても、SARTRAS 共通目的事業基金の活用を含め検討する。

⑷依然として大きな被害をもたらし続けている海賊版サイトの撲滅に向けて、実効性ある対策や一般読者に向けた著作権意識の普及啓発事業を、一般社団法人 ABJ と

連携して推進する。また、海賊版対策に資する損害賠償制度の見直し等についても引き続き法改正の要望を行っていく。

(5)出版物・著作物の利用手段の拡大に連れて、出版社の利益が侵害される事例が多発している状況に鑑み、知的財産権委員会を中心に、状況の把握に努めるとともに会員社相互の情報交換を通じて適切な対処方法について検討する。

(6)次期の消費税率引き上げの時期における、出版物に対する軽減税率適用の実現に向け、諸般の情勢を勘案しつつ、関係省庁、政府与党等への積極的な働きかけを出版広報センターと連携し実施する。

３．本の魅力をアピールし、読書推進活動を国民的課題として盛り上げる

(1)読書推進委員会を中心にして、社会全般に対する読書推進の促進を図り、出版物の魅力を再認識してもらうための広報活動に努める。

(2)ブックフェア委員会を中心として、一般読者に本に関する様々な情報を提供するための読書イベントポータルサイト「Book Event Navi」の活用を図り、書店をはじめ、出版関係者からの積極的な情報提供を図る。特に、システム改修を行い、書店独自のウェブサイトとのデータ連携、出版情報登録センター（JPRO）とのシングルサインオンの実現を図る。また、図書館と書店の連携イベントに関して図書館からの情報提供も可能にする。

(3)経済産業省の書店振興プロジェクトチームが策定した、書店活性化のための課題の実現に向けて、当協会としても積極的に協力する。

(4)出版文化産業振興財団（JPIC）が中心になって展開する、業界横断の読書推進活動である「Book Meets Next」運動に継続して積極的に協力し、本の魅力を伝え、読者を増やすための方策を実施する。

(5)読書推進委員会、生産委員会を中心に、造本装幀コンクールを実施し、さらに広く一般への周知を図ることで、出展者増加を実現する。

４．出版コンテンツの国際展開に向けた支援策を促進する

(1)国際委員会を中心に、フランクフルト・ブックフェア等、海外ブックフェアへの出展のとりまとめ・補助金獲得、版権取引等に関する支援を行う。また、必要に応じて海外ブックフェア、出版市場等に関する視察実施について検討する。

(2)映像産業振興機構（VIPO）と共同運営する、Japan Book Bank の継続的な運営を行うために情報登録の一部有料化を行う。その一方で、リアルイベントとの連携等を実施し、利便性の向上に努め、それを通して日本の優れたコンテンツの海外市場への展開促進を支援する。

(3)文化庁が実施する翻訳助成事業、グローバル展開事業の周知ならびに実施に協力す

るとともに、より効果的な翻訳助成の在り方について研究する。

(4) 国際出版連合（IPA）の常任理事会、著作権、出版の自由、読書推進等の委員会に積極的に参加し、有用な情報収集に努めるとともに、各国の出版協会、関連団体等と連携し、海外における先行事例の調査・研究を行う。

(5)IPA 等の国際組織等において、活躍できる次代のリーダーの育成を図る。

５．出版活動に関するコンプライアンスを推進し社会的な責務を果たす

(1)出版の自由と責任に関する委員会を中心に、出版・言論・表現の自由を堅持するとともに、責任ある出版活動が行われるよう努める。

(2)独占禁止法、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法等に関して、出版社への周知を行い適切な運用がなされることに努める。

(3)読書バリアフリー法に対応したアクセシブル・ブックス委員会（通称：ＡＢ委員会）を中心に、読書バリアフリー法基本計画および障害者差別解消法の要請等に基づき、日本出版インフラセンターと連携し、アクセシブル・ブックス・サポートセンター（ABSC）の活動に取り組み、TTS（自動音声読み上げ機能）普及に向けた活動に加え、学術・専門書に関してアクセシブルな出版データの提供における課題解決等に協力する。

(4)国および地方自治体等における男女共同参画の施策に協力し、当協会の役員会、委員会等におけるジェンダーバランスの改善に取り組むとともに、ジェンダー委員会を中心に、会員社から募集したジェンダー関連書のブックリストの発行、活用に取り組む。

６．上記の計画目標を実現するため変化する環境や業界の状況に柔軟に対応する

(1)日本雑誌協会、日本出版インフラセンターはじめ、他の出版関係団体との連携や協働をさらに強化し、出版界全体の発展に資する効率的な取り組みの新たなあり方を検討する。

(2)会員社におけるニーズや書協に対する要望を汲み取り応えていくための仕組みづくりを検討する。

(3)出版業界の発展に資する政策立案・実施を実現させるため、政府・政党、関係省庁、その他の公的機関と恒常的な情報交換・連絡・協議を行うための態勢を整備する。

７．その他の経常事業に積極的に取り組む

上記のほか、以下の経常的事業についても引き続き取り組む。

(1) 生産委員会を中心に、生産・製作に関する事項

・製作費の上昇による出版活動への影響について実情を把握するとともに、有効な対策に関する研究を行う。必要に応じ、関連業界の専門家を招き、意見交換の場を設ける。

・オンデマンド印刷に関する最新動向に関する調査・研究を実施する。

(2) 研修事業委員会を中心に、研修事業に関する事項

・新入社員研修を実施する。

・その他、会員社の実務に役立つ研修を適宜実施する。

・印刷所、取次会社の流通センター等の見学会については状況を勘案しつつ実施可能なものを行うよう努める。

(3) 出版経理委員会を中心に、出版経理・税務等に関する事項

・恒例となっている国税局講師による税務研修会を実施する。

・消費税のインボイス制度等、出版業に関わる税制上の諸問題に関し、必要に応じて会員社からの問い合わせに対応し、説明会、勉強会等を実施するなど、必要な情報提供を行う。

・出版税務会計の要点のアップデートを行う。

(4) 国語問題委員会を中心に、国語問題に関する事項

・文化審議会国語分科会の議論に参加し、必要に応じ、会員社へのフィードバックを行う。

・その他、国語問題、用字用語問題等に関する研修会等の実施を検討する。

(5) 人事・総務委員会を中心に、人事・総務等に関する事項

・働き方改革への対応等、人事・総務・労務関連の法改正に応じ、説明会、セミナー等を適宜実施する。

・人事・総務関連事項に関し、会員社の活動に資する情報提供を行う。

・会員社の賃金状況調査を実施する。

Ⅱ　書籍データベース事業に関する事項

(1) 日本出版インフラセンター（JPO）の出版情報登録センター（JPRO）が行う、データベース登録の促進および、国立国会図書館、SARTRAS、SARLIB、ABSC、ブックイベントナビ等の関連機関・団体における様々な事業へのさらなる活用法の開発、BooksPRO の普及促進に積極的に協力する。

(2) 2023 年末をもって休刊となった「これから出る本」に代わる近刊情報提供手段の将来における実現可能性について、近刊情報委員会を中心に研究する。

Ⅲ　協会運営に関する事項

(1) 電子書籍市場の拡大、著作物利用形態の多様化等により、出版社の経営環境の大

きな転換が求められる中において、会員社の利益に資する事業を持続的に進めていくため、中長期的な観点から協会財政・運営に関する基盤の安定を図る。

(2)会員社にとって有益な当協会の活動とは何であるかとの観点を忘れることなく、日常的な活動の一層の充実を図り、当協会の事業への賛同を得ることによって会員ならびに賛助会員の増加に努める。

(3)出版業界に関わる課題について、会員説明会または研究会等を随時開催し、様々な手段により関係者相互間の情報交換の促進に努める。

(4)本部・支部間の合同会議等の開催等を通じ、支部活動の充実を図る。

(5)環境変化に対応し当協会の事業を効率的に進めることができるよう、事務局体制の改善とスキルアップに努める。

以　上